

過去の締約国会議の概要

第1回締約国会議

1. 期日 1980(昭和55)年11月24日～29日
2. 開催地 イタリア、カリアリ (Cagliari)
3. 議長 ファルチ大使 (Ambassador N.Falchi)
4. 参加国及び参加者数

締約国 21 か国 (締約国 27 か国のうち)	56 名
非締約国 10 か国	22 名
国際機関 5 団体	6 名
国際NGO 5 団体	10 名
条約事務局	23 名
5. 会議の主な内容

本条約は財政規定がないため独自の資金協力は行えず、地についての活動を行うためにも財政的な背景が必要であるとの討議がなされた。

フランス代表等より、本条約の締約国が少ないのは、そもそも英語を唯一の正文としていることに問題があり、フランス語及びスペイン語諸国の幅広い参加を募るためには、他の国際条約の例のように、フランス・スペイン語も正文とする必要があるとの意見が表明された。
6. 採択された決議・勧告集
 - 勧告1. 1 本条約締約国数の拡大・地理的適用範囲の拡大について
 - 勧告1. 2 低開発途上国援助について
 - 勧告1. 3 本条約湿地の増加について
 - 勧告1. 4 湿地登録基準について
 - 勧告1. 5 湿地資源の目録について
 - 勧告1. 6 環境影響評価について
 - 勧告1. 7 正文言語追加のための条約改正手続きについて
 - 勧告1. 8 本条約強化のための条約改正手続きについて
 - 勧告1. 9 次回締約国会議開催について
 - 勧告1. 10 本条約事務局への財政援助について
 - 勧告1. 11 ラムサール条約・湿地生態系研究について

第2回締約国会議

1. 期日 1984 (昭和59) 年5月7日～12日
2. 開催地 オランダ、フローニンゲン市 (Groningen)
3. 議長 D.J.ケンネン氏 (D.J.Kuenen)
4. 参加国及び参加者数

締約国 32 か国 (締約国 35 か国のうち)	79 名
非締約国 20 か国	33 名
国際機関・国際NGO 11 団体	29 名
条約事務局	20 名
5. 会議の主な内容

次の4議題につき討議し、また、これらに関する勧告が採択されたが、会議の最大の焦点は上記(3)の条約改正問題であった。

 - (1) 条約施行に関する締約国の経験
 - (2) 今後の条約施行上の指針となるべき枠組みと行動計画
 - (3) 本条約改正問題
 - (4) 湿地保全に関わる諸問題
6. 条約改正問題について

条約改正問題は、第1回締約国会議で採択された勧告のフォローアップであり、また、本条約が独自の事務局や財政基盤を欠く「歯のない条約」であり、今後条約目的を促進するためには何らかの形で条約改正を必要とする声が強かった。他方、常設委員会や分担金システムの導入はむしろ現行条約の性格や内容を基本的に変更するものであり、慎重に取り組むべきとの声が多かった。従って、条約改正問題は相当紛糾するものと予想されていた。

しかしながら、これも予想されていたことではあるが、会議開催時点で条約改正手続きに関する議定書（パリ議定書）の批准国が15か国にとどまり発効するにいたらなかった。また、慎重論を唱える英国、オーストラリア、カナダ（さらにオブザーバー参加の米国）の根回しもあって、本件については勧告の採択を含め結論を出すことは避けることとし、会議での結果を踏まえて今後引き続き改正案内容を検討した。さらに、次回締約国会議に報告することとなり上記作業を継続するため、オランダを中心とする「タスク・フォース（特別調査委員会）」が設置されることで決着をみた。

7. 採択された決議・勧告等

- 勧告2. 1 国別報告書の提出について
- 勧告2. 2 条約改正案の採択方法について
- 勧告2. 3 条約施行のための枠組み文書について
- 勧告2. 4 暫定事務局について
- 勧告2. 5 ワッデン海全域の湿地登録について
- 勧告2. 6 サハラ砂漠以南のアフリカ地域の湿地の保護と管理について
- 勧告2. 7 セネガルのジュジ国立公園の保護について
- 勧告2. 8 モーリタニアのセネガル河流域の保護地区の設置について
- 勧告2. 9 若干国の湿地保護について

第3回締約国会議

1. 期日 1987（昭和62）年5月28日～6月3日
2. 開催地 カナダ、レジヤイナ（Regina）
3. 議長 デニス・シート氏（Dennis Sherrt）
4. 参加国及び参加者数

締約国 36 개국（締約国 43 개국のうち）	96 名
非締約国 20 개국	23 名
国際機関・国際NGO 33 団体	55 名
条約事務局（カナダ・通訳含）	44 名

5. 会議の主な内容

条約の改正

- (1) 第6条の改正について：「締約国は必要なときに会議を開催する」を「締約国会議を設置し、すくなくとも3年に1回通常会合を開催する」と改正した。締約国会議は、「湿地の適正な利用等について勧告する。」を、これに加え「その他の勧告または決議を採択する。財政規則を定め時期財政期間の予算を採択する。」に、締約国は「全会一致の議決で採択する分担率に従って予算に係る分担金を支払う。」に改正した。このように、本会議において、締約国からの分担金制度を決めた。
- (2) 第7条の改正について：「勧告は締約国の単純過半数による議決で採択する。」を「勧告、決議及び決定は、締約国の単純過半数による議決で採択する。」に改正した。
- (3)

6. 採択された決議・勧告等

- 決議 事務局に関する事項の決議
- 決議 財政及び予算に関する事項の決議
- 決議 常設委員会に関する事項の決議
- 決議 条約改正の暫定的な履行に関する決議

- 勧告3. 1 国際的に重要な湿地を選定するための基準及び利用のためのガイドラインについて
- 勧告3. 2 渡り鳥の飛行ルートに関する更なる研究の必要性について
- 勧告3. 3 湿地の賢明な利用について
- 勧告3. 4 湿地に関して開発機関が負う責任について
- 勧告3. 5 開発機関についての事務局の役割について
- 勧告3. 6 アフリカ諸国の更なる締約国加入について
- 勧告3. 7 中央アメリカ、西インド諸島、南アメリカ諸国の更なる締約国加入について
- 勧告3. 8 ヨルダンのアズラック登録湿地の保全について
- 勧告3. 9 ラムサール条約湿地の保全について
- 勧告3. 10 アジア及び環太平洋諸国の更なる締約国加入について

第4回締約国会議

1. 期日 1990 (平成2) 年6月27日～7月4日
2. 開催地 スイス、モントルー (Montreux)
3. 議長 ピエール・ゴールダン氏 (Pierr Goeldin)
4. 参加国及び参加者数

締約国 56 개국 (締約国 69 개국のうち)	177 名
非締約国 23 개국	30 名
国際機関 12 団体	23 名
国際NGO 15 団体	71 名
国内機関 14 개국 33 団体	46 名
報道機関	11 名
条約事務局	46 名

5. 会議の主な内容

会議では、「モニタリング手続き」と「賢明な利用」に議論が集中した。特に登録した湿地の現状をどのように把握し、以下の必要な保全・管理手法を施すかが議論された。

湿地はいずれの国においても人々の生活圏と隣接し、常に強い影響にさらされており、とりわけ湿地は影響に弱い自然といわれるだけに「モニタリング手続き」は緊急かつ重要な課題であると議論が集中した。

もう一つの提案「賢明な利用」は、近年注目されている地球規模での気候変動において、湿地の果たす役割という切り口から注目された。湿地は単に水鳥やその他の野生生物に生息地を提供するだけにとどまらない。気候の調整や大気、水系の浄化、さらに人々が生活に必要な自然資源を獲得する場にもなっている。また、湿地には、私たちの環境変容をいち早く把握する一種の指標としての役割があることも強調された。

東南アジアやアフリカからは、経済的自然資源としての湿地、例えばマングローブ材や魚類資源を獲得する対象として認め、継続的、かつ安定した状態で資源を確保するための施策の必要性が強調された。また、野生生物及び生態系の保護区域として、さらに人々のレクリエーション・エリアとして湿地を健全に活用し、維持するための保全・管理施策について討議された。

6. 採択された決議・勧告等

- 決議4. 1 条約第10条の2、第6節の解釈についての決議
- 決議4. 2 締約国会議の使用言語についての決議
- 決議4. 3 湿地保全基金についての決議
「湿地保全基金」の設置（基金は事務局が管理し、常設委員会の承認を得て開発途上国の援助に運用する。財源は任意の拠出とし、当面は年間1万フランとする。）
- 決議4. 4 条約第5条の履行についての決議
- 決議4. 5 締約国の加入の要求についての決議

- 勧告4. 1 湿地の復元について
- 勧告4. 2 国際的に重要な湿地を選定するための基準について
- 勧告4. 3 国別報告書について
- 勧告4. 4 湿地保護区の設置について
- 勧告4. 5 教育と研修について
- 勧告4. 6 ラムサール条約湿地としての可能性のある湿地に関する科学的な目録
- 勧告4. 7 ラムサール条約の施行の改善のための措置について
- 勧告4. 8 ラムサール条約湿地の生態学的特徴の変化についての勧告について
- 勧告4. 9 締約国ごとのラムサール条約湿地について（各論）
- 勧告4. 10 賢明な利用の概念実施のためのガイドライン
- 勧告4. 11 国際機関との協力について
- 勧告4. 12 渡りをする種（野鳥）管理のための締約国間の協力について
- 勧告4. 13 湿地に関する多国間開発銀行の責任
- 勧告4. 14 開催国に対する謝意について

第5回締約国会議

1. 期日 1993（平成5）年6月9日～16日
2. 開催地 日本、釧路市
3. 議長 佐藤大七郎・東京大学名誉教授
4. 参加国及び参加者数

締約国 72 か国（締約国 77 か国のうち）	343 名	（日本 171 名を含む）
非締約国 23 か国	32 名	
国際機関 7 団体	7 名	
国際NGO 14 団体	51 名	
海外NGO（一国内のみのもの） 16 団体	39 名	
地方自治体 40 団体	124 名	
日本国内NGO 72 団体	295 名	
条約事務局	53 名	
報道機関 76 機関	273 名	
5. 会議の主な内容

最初の2日間は全体会合で、条約の施行概況、世界各国の湿地の保全状況、事務局の活動状況、今後3年間の作業計画及び予算等について議論を行った。

次の2日間は分科会に分かれて、①ラムサール条約湿地の現状（各国の条約湿地の現状等）、②湿地の賢明な利用（賢明な利用のための追加手引きの策定等）、③湿地保護区の設置（保護区の管理計画策定等）、④湿地保全のための国際協力（ODA（政府開発援助）への湿地保全概念の導入等）の4テーマについて議論が行われた。

7日目には、「ジャパン・デー」と称して、我が国の湿地保全の状況、及び湿地に関する調査研究等が各国に紹介され、最終日に9の決議と15の勧告を採択して閉幕した。

決議5.1では、ラムサール条約の当面の課題を示した「釧路声明」を採択し、その中では、①湿地の保全と管理の推進、②湿地の賢明な利用の推進、③国際協力の推進、④条約の関する普及啓発の推進、についての目標が示された。
6. 採択された決議・勧告等
 - 決議5. 1 釧路声明及び条約の執行のための枠組みに関する決議
 - 決議5. 2 財政及び予算に関する決議
 - 決議5. 3 国際的に重要な湿地の登録簿への湿地の最初の登録手続き
 - 決議5. 4 生態学的特徴がすでに変化しており、変化しつつありまたは変化するおそれがあるラムサール条約湿地の記録（「モントルーレコード」）
 - 決議5. 5 科学技術検討委員会の設立
 - 決議5. 6 湿地の賢明な利用
 - 決議5. 7 ラムサール条約湿地及びその他の湿地の管理計画策定
 - 決議5. 8 ラムサール湿地保全基金の将来における資金調達と運用

- 決議 5. 9 国際的に重要な湿地選定のためのラムサール基準の採択
- 勧告 5. 1 特定の締約国の領土内におけるラムサール条約湿地
- 勧告 5. 1. 1 ギリシャのラムサール条約湿地
- 勧告 5. 1. 2 ベネズエラのクアレ湿地
- 勧告 5. 1. 3 ドナウ川下流域
- 勧告 5. 2 条文第3条の解釈のための指針（「生態学的特徴及び生態学的特徴の変化」）
- 勧告 5. 3 湿地の重要な特徴及び湿地の保護区に関する区域分けの必要性
- 勧告 5. 4 ラムサール条約と地球環境ファシリティ及び生物多様性条約との関わり
- 勧告 5. 5 多国間及び二国間の開発協力プログラムへの湿地の保全と賢明な利用の組み込み
- 勧告 5. 6 ラムサール条約におけるNGO（非政府組織）の役割
- 勧告 5. 7 国内委員会
- 勧告 5. 8 湿地保護区で湿地の価値の普及啓発を促進する方法
- 勧告 5. 9 魚類の生息地として国際的に重要な湿地に関するラムサール指針の設定
- 勧告 5. 10 1996年の25周年記念湿地キャンペーン
- 勧告 5. 11 スイスの新事務局
- 勧告 5. 12 開催国への感謝
- 勧告 5. 13 中南米地域におけるラムサール条約の推進と強化
- 勧告 5. 14 地中海地域の湿地に関する協力
- 勧告 5. 15 締約国の会合における使用言語

第6回締約国会議

1. 期日 1996（平成8）年3月19日～27日
2. 開催地 オーストラリア、ブリズベン市
3. 議長 ピーター・ブリッジウォーター氏（オーストラリア自然保護庁長官）
4. 参加国及び参加者数

締約国 91 개국	270 名
非締約国 32 개국	57 名
国際機関 12 機関	22 名
その他NGO等（報道、条約事務局関係者を含む）	約 100 名
5. 会議の主な内容
 - (1) 「1997-2002年戦略計画」

条約の中期計画目標として「1997-2002年戦略計画」が採択され、条約履行にかかる必要な行動計画が整備されるとともに、2002年までに締約国数を120か国にするなど具体的な目標が示された。
 - (2) 魚類に基づく国際的に重要な湿地を選定するための基準

ラムサール条約湿地の選定基準として、それまでの①代表的・独特な湿地の基準、②動植物による基準、③水鳥の個体数による基準に加え、新たに「魚類による基準」が追加された。
 - (3) ブリズベン・イニシアチブ

日本環境庁（現環境省）とオーストラリア自然保護庁（現環境・遺産省）との共同提案による「東アジア～オーストラリア地域の渡りルート沿いのラムサール条約湿地のネットワークの構築に関する勧告（ブリズベン・イニシアチブ）」が採択され、同地域における水鳥の種類群ごとのネットワークの構築が支持された。
6. 採択された決議・勧告等

※本会議より、決議に対する表記の仕方が変更になった。

決議 VI.1*	条約湿地の生態学的特徴の変化の実施のための定義と生態学的特徴を記載し維持するためのガイドライン、及びモニタリングレコードの運用のためのガイドライン
----------	---

決議VI.2	魚類に基づく国際的に重要な湿地を選定するための基準の採択
決議VI.3	国際的に重要な湿地選定のためのラムサール基準とガイドラインの見直し
決議VI.4	水鳥に基づく特定基準を運用するための推定個体数の採択
決議VI.5	ラムサール分類体系の中の湿地タイプへの地下カルスト湿地の追加
決議VI.6	湿地保全基金
決議VI.7	科学技術検討委員会
決議VI.8	事務局長に関する事項
決議VI.9	生物多様性条約との協力
決議VI.10	地球環境ファシリティ（GEF）とその実施機関・世界銀行、国連開発計画（UNDP）、国連環境計画（UNEP）との協力
決議VI.11	締約国会議の決議勧告の整理統合
決議VI.12	国内湿地目録及び登録候補地
決議VI.13	ラムサール条約湿地に関する情報の提出
決議VI.14	ラムサール条約 25 周年記念声明及び「1997-2002 年戦略計画」と1997-1999 年事務局作業計画
決議VI.15	第7回締約国会議からの手続き規則の改正
決議VI.16	加盟の手続き
決議VI.17	財政と予算に関する事項
決議VI.18	ラムサール湿地保全賞の創設
決議VI.19	教育と普及啓発
決議VI.20	オーストラリア政府及びオーストラリアの人々への感謝
決議VI.21	湿地の現状に関する評価と報告
決議VI.22	ラムサール条約事務局移転の検討
決議VI.23	ラムサールと水
勧告 6.1	泥炭地の保全
勧告 6.2	環境影響評価
勧告 6.3	ラムサール湿地管理への地域住民及び先住民の参加
勧告 6.4	東アジア～オーストラリア地域の渡りルート沿い条約湿地のネットワークの構築（ブリズベン・イニシアチブ：日豪共同提案）
勧告 6.5	さらなる湿地管理者研修プログラムの確立
勧告 6.6	地域に根ざしたラムサール連絡担当官の設置
勧告 6.7	サンゴ礁と関連生態系の保全と賢明な利用
勧告 6.8	沿岸域の戦略計画策定
勧告 6.9	国家湿地政策の策定と実施のための枠組み
勧告 6.10	湿地の経済評価に関する協力の促進
勧告 6.11	地中海の湿地のための協力の継続
勧告 6.12	私的公的資金による活動における保全及び賢明な利用
勧告 6.13	ラムサール条約湿地及びその他の湿地のための管理計画策定に関するガイドライン
勧告 6.14	有毒化学物質
勧告 6.15	湿地の復元
勧告 6.16	二国間と多国間開発協力プログラムにおける湿地の保全と賢明な利

	用
勧告 6.17	特定の締約国のラムサール条約湿地
勧告 6.17.1	ギリシャのラムサール条約湿地
勧告 6.17.2	パラカス国立保護区とペルーの湿地保全国家戦略
勧告 6.17.3	ヨルダンのアズラック・オアシス
勧告 6.17.4	オーストラリアの条約湿地
勧告 6.17.5	ドナウ川下流域
勧告 6.18	太平洋諸島地域の湿地の保全と賢明な利用

第7回締約国会議

1. 期日 1999（平成9）年5月10日～18日
2. 開催地 コスタリカ、サンホセ
3. 議長 ベニト副大統領兼環境・エネルギー相
4. 参加国及び参加者数

締約国 109 か国	360 名
非締約国 15 か国	19 名
国際機関 13 機関	16 名
その他NGO等（報道、条約事務局関係者を含む）	344 名
5. 会議の主な内容
 - (1) 湿地の登録基準の見直し
新たに生物地理区分上の代表的な湿地を位置づけるなど、生物多様性の保全を踏まえ、登録基準の枠組みを見直す決議案が、我が国を含む多数の国の支持を受けて採択された。
 - (2) アジア太平洋地域における渡り性水鳥保全の推進のための多国間協力
前回締約国会議勧告 6.4「ブリスベン・イニシアチブ」において支援することとされた「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」への支援拡大及び同戦略の起源である 2000 年以降の協力の枠組みの積極的な検討を締約国に要請する勧告案が、日豪の共同提案として提出され、中国、ロシア、米等関係国からの支持を受けて採択された。
 - (3) その他の決定事項
我が国はインドとともにアジア地域から常設委員会メンバー国に選出された。
6. 採択された決議・勧告等

決議VII.1	ラムサール条約における地域区分、常設委員会の構成、役割、責任及び委員の業務
決議VII.2	科学技術検討委員会の構成及び運営
決議VII.3	国際的団体とのパートナーシップ
決議VII.4	整合性のある情報管理のための基盤作りを含む、他条約との協力提携
決議VII.5	ラムサール条約湿地保全及び賢明な利用のための小規模助成基金（SGF）に対する批判的評価及びその将来的運用
決議VII.6	国家湿地政策の策定と実施のためのガイドライン
決議VII.7	湿地の保全と賢明な利用を促進するための法制度の見直しに関するガイドライン
決議VII.8	湿地の管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン

決議VII.9	1999-2002年ラムサール条約普及啓発プログラム
決議VII.10	湿地リスク評価の枠組み
決議VII.11	国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン
決議VII.12	国際的に重要な湿地のリストの登録湿地：特定の締約国領土内にある特定湿地の状況を含めた、それらの公式記載、保全状況、管理計画
決議VII.13	カルスト等の地下水文系を、国際的に重要な湿地として特定し指定するためのガイドライン
決議VII.14	侵入種と湿地
決議VII.15	賢明な利用原則の適用を促進する奨励措置
決議VII.16	ラムサール条約と影響評価：戦略・環境・社会的影響評価
決議VII.17	湿地の保全と賢明な利用のための国の計画策定の一要素としての復元
決議VII.18	河川流域管理に湿地の保全と賢明な利用を組み込むためのガイドライン
決議VII.19	ラムサール条約の下での国際協力のためのガイドライン
決議VII.20	湿地目録の優先順位
決議VII.21	潮間帯湿地の保全と賢明な利用の促進
決議VII.22	地中海湿地のための協力機構
決議VII.23	ラムサール条約湿地の境界変更と湿地生息環境の補償に関する問題
決議VII.24	失われた湿地生息地等の機能の補償
決議VII.25	湿地における環境の質の測定
決議VII.26	西半球の湿地に関する研修と研究のための地域ラムサールセンターの創設
決議VII.27	条約の2000-2002年作業計画
決議VII.28	財政及び予算
決議VII.29	開催国への感謝
決議VII.30	ラムサール条約におけるユーゴスラビアの扱い
勧告7.1	泥炭地の賢明な利用と管理のための地球的行動計画
勧告7.2	小島嶼開発途上国、島嶼湿地生態系、ラムサール条約
勧告7.3	アジア太平洋地域における渡り性水鳥保全に関する多国間協力
勧告7.4	未来の湿地イニシアチブ

第8回締約国会議

1. 期日 2002（平成14）年11月18日～26日
2. 開催地 スペイン、ヴァレンシア
3. 議長 マリア・パリヤス(María del Carmen Martorell Pallás)環境省事務次官
4. 参加国及び参加者数

資料7 過去の締約国会議の概要

締約国	119 か国	461 名
非締約国	27 か国	28 名
国際機関	22 機関	34 名
その他政府機関	82 機関	175 名
国際 NGO	27 機関	82 名
スペイン国内 NGO	109 機関	224 名
民間企業	16 団体	42 名
その他		21 名

5. 会議の主な内容

(1) 各種決議の採択

農業、水資源管理、文化的価値、気候変動、移入種等の新たなテーマが決議案に取り上げられ、計 46 本の決議が採択された。主な決議としては、今後 6 年間の条約の目標及び活動内容を取りまとめた「2003-2008 年戦略計画」のほか、湿地の生態学的特徴を維持するための水資源の配分と管理に関するガイドライン(決議Ⅷ. 1)、湿地復元実施にあたっての意志決定や実施の手順を示した原則とガイドライン(決議Ⅷ. 16)、湿地の効率的管理に際して文化的価値を考慮するための指導原則(決議Ⅷ. 19) など。

(2) 決議Ⅷ. 37「アジア太平洋地域の渡り鳥保全に関する国際協力」

アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保全の推進に向けて各国及び国際機関等の支援協力を要請した決議であり、我が国が豪州と共同で提案し採択された。

(3) 常設委員会アジア地域代表

会期中に開催されたアジア地域会合においては、これまでの我が国の積極的な貢献が各国から高く評価され、アジア地域代表として再任された。なお、我が国の他には、イラン及びインドネシアが選出された。

6. 採択された決議

決議Ⅷ.1	湿地の生態学的機能を維持するための水の配分と管理に関するガイドライン
決議Ⅷ.2	世界ダム委員会(WCD)の報告およびそのラムサール条約との関係
決議Ⅷ.3	気候変動と湿地：影響、適応及び影響緩和
決議Ⅷ.4	統合的沿岸域管理(ICZM)に湿地の問題を組み込むための原則及びガイドライン
決議Ⅷ.5	多国間環境協定及びその他の組織とのパートナーシップと協働
決議Ⅷ.6	湿地目録の枠組み
決議Ⅷ.7	湿地の生態学的特徴、目録、評価及びモニタリングに係るラムサール条約の手引きの不足と整合性
決議Ⅷ.8	湿地の現状及び傾向の評価と報告、並びにラムサール条約第3条2項の実施
決議Ⅷ.9	生物多様性条約(CBD)において採択された「環境影響評価の法制度・プロセス及び戦略的環境影響評価に生物多様性関連事項を組み込むためのガイドライン」及びそのラムサール条約との関連
決議Ⅷ.10	国際的に重要な湿地のリストの戦略的枠組みとビジョン実行の向上
決議Ⅷ.11	十分に選出されていないタイプの湿地を国際的に重要な湿地として特定し指定するための追加手引き
決議Ⅷ.12	山岳湿地の賢明な利用と保全の推進
決議Ⅷ.13	国際的に重要な湿地(ラムサール条約湿地)に関する情報の拡充
決議Ⅷ.14	ラムサール条約湿地及びその他の湿地に係る管理計画策定のための

	新ガイドライン
決議VIII.15	湿地管理を推進するための「サンホセレコード」
決議VIII.16	湿地再生の原則とガイドライン
決議VIII.17	泥炭地に関する地球的行動（GAP）のためのガイドライン
決議VIII.18	侵入種と湿地
決議VIII.19	湿地を効果的に管理するために、湿地の文化的価値を考慮するための指導原則
決議VIII.20	約第2条5項に基づく「緊急な国家的利益」の解釈及び条約第4条2項に基づく代償措置検討のための一般の手引き
決議VIII.21	ラムサール条約湿地情報票における条約湿地の境界の正確な記述
決議VIII.22	国際的に重要な湿地の選定基準を満たさなくなった、あるいはかつて満たしたことの無いラムサール条約湿地に関する事項
決議VIII.23	湿地の賢明な利用を達成するための手段としての奨励措置
決議VIII.24	国連環境計画の「多国間環境協定の遵守促進のためのガイドライン」及び「多国間環境協定実施に関する法律を各国で施行するため、及び同法の違反防止への国際協力のためのガイドライン」
決議VIII.25	2003-2008年戦略計画
決議VIII.26	2003-2005年の3年間における「2003-2008年戦略計画」の実施及び第9回締約国会議の国別報告書
決議VIII.27	財政及び予算事項
決議VIII.28	科学技術検討委員会の運用規則
決議VIII.29	湿地保全及び賢明な利用のためのラムサール条約小規模助成基金の評価及びラムサール条約基本財産基金の設立開催国への感謝
決議VIII.30	条約の実施を高めるための地域イニシアティブ
決議VIII.31	2003-2008年ラムサール条約広報教育普及啓発プログラム
決議VIII.32	マングローブ生態系及びその資源の保全、統合的管理及び持続可能な利用
決議VIII.33	一時的な湿地を特定し、持続可能な方法で管理し、国際的に重要な湿地として指定するための手引き
決議VIII.34	農業、湿地及び水資源管理
決議VIII.35	特に干ばつ等の自然災害が湿地生態系に及ぼす影響
決議VIII.36	湿地の管理及び賢明な利用のための手段としての参加型環境管理（PEM）
決議VIII.37	アジア太平洋地域における渡り性水鳥及びその生息地の保全に関する国際協力
決議VIII.38	水鳥個体数推定と国際的に重要な湿地の特定及び指定
決議VIII.39	戦略的生態系としての高地アンデス湿地
決議VIII.40	地下水利用を湿地保全と両立させるためのガイドライン
決議VIII.41	中央及び西アジアにおける湿地に関する研修及び研究のための地域ラムサールセンターの設立
決議VIII.42	オセアニア地域の小島嶼開発途上国
決議VIII.43	南米地域のためのラムサール小地域戦略
決議VIII.44	アフリカの開発のための新パートナーシップ及びアフリカ地域におけるラムサール条約の実施

資料7 過去の締約国会議の概要

決議VIII.45	締約国会議の運営ならびにラムサール条約の決議及び勧告の有効性
決議VIII.46	スペインの人々及び政府への感謝